農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第十三条の三第一項中「第八十五条第十一項」を「第百二十条の六第一項第一号」に改め、 「(第百二十

条の六第三項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済(以下特定収穫共済という。)にあつ

ては、 同項 の特定収穫共済の共済目的の種類ごと)」を削り、 同項各号中「(特定収穫共済にあつては、 当

該特定収穫共済の共済目的の種類)」を削り、 同条第二項中「第百二十条の六第十一項」を「第百二十条の

六第六項」に改める。

第十三条の四中「第百二十条の十四第一項」を「第百二十条の十二第一項第一号」に、 「 同 項」 を「同号

に 「第百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体」を「第十五条第一項第五号に規定する栽培又は 養

蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団体及び第百二十条の十三第一項に規定する団体」に

改める。

第十四条の二を削る。

第十八条第一項及び第三項中「議決権」 の下に「又は選挙権」 を加え、 同条第四項を削

第二十二条第 項 中 以下法人等」 を「以下「法人等」」 に -定 款 <u></u> を「定款及び共済規程又は 保険

規程の」に、 「定款作成委員」を「「定款等作成委員」」 に改め、 「事項」の下に「及び共済掛金又は保険

料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項」を加え、 同条第二項中「定款作成委員」 を「定

款等作成委員」に改める。

第二十三条第 項 中 「定款作成委員が定款」 を「定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程」 に改

め、 同条第三項中 「定款作成委員」 を「定款等作成委員」に、 定款(<u>ත</u> を「定款及び共済規程又は保 険規

程の」に改め、 同条第四項中「定款」の下に「及び共済規程又は保険規程」を加え、 同項ただし書中 関す

項まで」 る」の下に「定款の」 を「第四項まで」 を加え、 に改め、 同条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、 「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」 同条第七項中 を加える。 第 五

第二十四条第 項 中 「 定 款」 の下に「、共済規程又は保険規程」 を加える。

第二十五条中「 定款」 の下に「、共済規程若しくは保険規程」を加え、 「基いて」 を「基づいて」に、

且つ」を「かつ」に改める。

第二十九条を削る。

第三十条第一項中「左の」 を「次の」 に改め、 同項第五号の二及び第五号の三を削り、 同項第六号を次の

ように改める。

六 共済事業又は保険事業の種類

第三十条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を削り、 同項第九号中「積立」を「積

立 て 」 に改め、 同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、 同条第三項中

第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、 同条を第二十九条とし、第二章第二節中同条の次に次の一条

を加える。

第三十条

共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

農業共済組合は、共済規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

二 共済金額に関する事項

三 共済掛金及び事務費に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 損害評価会に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

農業共済組合連合会は、 保険規程をもつて、 次の事項を規定しなければならない。

一 保険金額に関する事項

二 保険料及び事務費に関する事項

三 保険責任に関する事項

四 損害評価会に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

行政庁は、 模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

第三十二条の二第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、 「定款」の下に「、 共済規程又は保険規程

を加える。

第三十九条第一項中「定款」 の下に「、共済規程又は保険規程」 を加える。

第四十一条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、 「基いて」を「基づいて」に、 「又は定款」を「

定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。

第四十三条第一 項中「左の」 を「次の」 に改め、 第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第一号の次

に次の一号を加える。

二 共済規程又は保険規程の変更

第四十三条第二項中「 定款の変更」 を「定款又は共済規程若しくは保険規程の変更(軽微な事項その他の

農林水産省令で定める事 項 に係るものを除く。)」 に改め、 同条に次の一項を加える。

農業共済団体は、 第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険規程の変更

をしたときは、 遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十一条第一項中「定款」の下に「及び共済規程」を加える。

第五十九条第二項中「左の」 を「次の」に改め、 同項第一号中「第三十条第一項第一号乃至第三号及び第

十一号」を「第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号」 に改める。

第八十四条第一項第四号中「特定収穫共済」 を「第百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額と

する収穫共済(以下「特定収穫共済」という。)」 に改め、 同項第七号中「施設園芸用施設」を「「 施設園

改め、 いう。 芸用施設」」 同項第一号中「附帯施設」 以下同じ。 に) တ 「特定園芸施設」 を削り、 を「「附帯施設」」 定款」 を「「特定園芸施設」 を「共済規程」 に改め、 ᆫ に改め、 に改め、 同項第二号中「施設内農作物」を「「 同条第四項中「定款」 同条第二項中「肉牛 (乳牛以外の牛を を「 共済規2 施設内 程 に

農作物」」に改める。

第八十五条第十項中「第十四項」を「第十二項」に改め、 同条第十一項を次のように改める。

第百二十条の八第二項に規定する収穫共済以外の収穫共済にお いては、 前条第 項の規定にかかわらず

同項第四号の共済事故のうち果実の品質 の低下を共済事故としないものとする。

第八十五条第十二項及び第十三項を削る。

第八十五条の三第四項中「乃至第五項」を「から第五項まで」に改め、 「定款」の下に「、共済規程若し

くは保険規程」を加える。

第 八十五条の三の二中「第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号」を「第二十九

条第一 項第六号、 第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号」 に改 がある。

第八十五条の七中「第十二項まで」を「第十一項まで」に、 「定款」を「共済規程」に改め、 「及び第十

前項」 項, とある 同条第四項中」、 のは「第八十五条の七において準用する前項」 _ (同条第十二項において準用する場合を含む。 Ļ 「第十二項」とあるのは _ 及び「、 同条第十二項中 「第八十五条の

七において準用する第十二項」と」を削る。

第八十五条の十第二項中「定款」の下に「、 共済規程若しくは保険規程」を加える。

第八十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第八十六条第一

項中「、

定款」

を「、

共済規程」

に

定款等」

を「「

共済規程等」」

に改める。

第八十七条の二第七項中「定款」 を「共済規程」 に 「こえない」 を「超えない」 に 財産差押」 を「

財産差押え」に改める。

第九十三条第二項中「果樹共済資格団体又は第百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体」 を「第十五

条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農

業共済資格団体又は第百二十条の三第一項若しくは第百二十条の十三第一項に規定する団体」 に 果樹共

済資格団体等と」を「「果樹共済資格団体等」と」に改める。

第九十六条、第九十六条の二及び第九十八条第二項中「定款等」を「共済規程等」 に改める。

第九十九条第 項中「責」 を「 責め」 に改め、 同項第三号及び第四号中「因つて」を「よつて」 に改め、

同項第六号中「 第百五条第三項」 を「第百五条第五項」 に改め、 同項第八号中「特定園芸施設等」 を _ 特

定園芸施設等」」 に改め、 同条第三項中「第八十五条第十一項、 第百六条第一項第一号又は第百二十条の十

項」を「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」

に、「果樹又は農作物」を「農作物又は果樹」に改める。

第百五条中「定款等」

四第一

を「共済規程等」に改め、

同条第二項の次に次の二項を加

える。

農業共済組合の組合員は、 第一項の共済細目書の提出に代えて、 農林水産省令で定めるところにより、

当該共済細目書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、 当該組

合員は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

前項前 段の電磁的方法 (第三十六条第三項 の農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該

共済細目書に記載すべき事項の提供は、 農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの

記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。

第百六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、 次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で

定めるものとする。

共済目的 の種類 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、 栽培方法

等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。 以下「農作物共済

の共済目的 の 種類等」という。)ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物 の耕作を行う耕地

ごとに、 単位当たり共済金額に、 イの数量 にロ の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得 た 金 額

1 当該耕: 地の当該農作物共済の共済目的 の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準

収穫量

一から第百九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 単位当たり共済金額に、 1 の数量に口 の 割

合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

1 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的 の 種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物

共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引い て得た割合

Ξ 農作 物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 単位当たり共済金額に、 1 の数量 |に口の割

合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

1 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる

基 準収 穫量の合計

から第百九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引い て得た割合

第百六条第六項中「 第一項第一号及び第二号、 第二項並びに第三項」を「前項各号」に、 定款等」 を「

共済規程等」に改め、 同条第二項から第五項までを削る。

第百七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、 農業共済組合の合併等」を「、農業共済組合の合

併、 合からの申出に 農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始 よる場合又は共済事業を行う市町村が、 従前 の実施区域 のほか、 農業共済組合からの申 (二以上の農業共済組

出 に

より新た な実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。 又は共済事業を行う二以上の市町村に係 る廃

置分合(以下「農業共済組合の合併等」という。)」に改め、 同条第四項中「定款等」を「共済規程等」に

以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量 により組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」 分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところ に改め、 に改め、 第百九条第一項中「の百分の三十」を「に百分の三十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二 同条第二項中「ことを定款等で定めた共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の二十」を「に百 同条第三項中「第百六条第二項又は第三項に規定する」を「第百六条第一項第三号に掲げ に _ 第百六条第一項第二号の」を「 Š 同号の に改

じて得た数量」 め、 大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗 共済目的 に の種類に係る」を削り、 _ それぞれ第百六条第二項又は第三項」を「同号」 「の百分の十」を「に百分の十を下らない範囲内において農林水産 に改める。

第百十条の二中「定款等」を「共済規程等」に改める。

いう。 第百十一条第一項中「 以下同じ。)、」に、 乳牛の 「乳牛の雌及び」を「乳牛の雌等及び」に、 雌 を「乳牛の雌等 (乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等を 「肉牛の胎児」を「乳牛以外の牛

の胎児」 に 「以下包括共済対象家 畜」 を「 以下「包括共済対象家畜」 _ に _ 肉牛の子牛等」を「子牛等

」に改め、同条第三項中「肉牛の」を削る。

第百十一条の六第一項中「、 馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号」を「又は馬若しくは種豚で第八

十四条第一 項第三号」 に改め、 「又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」 を削り、 「肉牛の」 牛若し

くは牛の」 に改め、 同条第二項中「、 馬若しくは」を「又は馬若しくは」に改め、 _ 又は肉牛で同号に掲げ

るもの以外のもの」を削る。

第百十一条の八の次に次の一条を加える。

第百十一条の九 組合等との間に包括共済関係の存する者は、 当該組合等が第八十四条第二項の規定により

子牛等をその家畜共済においてその共済目的としているときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛

金期間ごとに、 農林水産省令で定めるところにより、 当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない 旨の

申出をすることができる。

前 頂 の申出があつたときは、 当該包括共済関係においては、 当 該· 申出に係る共済掛金期間内は、 第八十

四条第二項の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

第百十二条第 項中「定款等」 を「共済規程等」 に 定が」 を「定めが」 に改め、 同項ただし書中「但

を「ただし」 に改め、 同条第二項ただし書中「定款等」 を「共済規程等」 に改 め

第百十三条の二並びに第百十四条第一項及び第四項中「定款等」を「共済規程等」 に改める。

第百十四条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、 同項第一号中「乳牛の雌、 種雄馬以外の馬及び種豚

に係る包括共済関係並びに」 を「乳牛の雌等及び」 に改め、 肉牛の」 を削り、 係るもの」 の下に「 並 び

に ·種雄 馬以外の 馬及び種豚に係る包括共済関係」 を加え、 同項第二号中「肉用牛等」 を「 乳牛の雌等及び肉

同条第三項を次のように改める。

用牛等」

に改め、

肉牛の」

を削り

ij

_

あつては、

の下に「包括共済対象家畜の種類ごと及び」

項第二号イの牛 (その共済掛金期間中に、 同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたこ

との あるものに限る。 同号口の牛の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、 農林水産省令で定めるとこ

ろにより、組合等が定める金額とする。

第百十四条の二第四項及び第五項を削る

第百十五条第一項第一号中「定款等」 を「共済規程等」に改め、 同項第二号中「診療技術料等」を「「診

を加え

改め、 開 畜異常事 た時)」 療技術料等」 始の 後第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、 同条第六項中「多種包括共済」を「「多種包括共済」」 を加え、 故 _ に に 第百十四条の二第一 _ 定款等」 定款等」 を「 を「 共済規程等」 共済規程等」 項第二号口」 に改め、 に改め、 を「前条第一 同条第三項各号中「定款等」 同項第三号中「以下家畜異常事故」 に改め、 項第二号口」 「 時」 の下に「 (その共済掛金期間 に改め、 その増額が効力を生じ を「 同条第七項各号中 共済規程等」 を「 以 下 に 家

を「共済規程等」に、 第百十六条第一 項ただし書中「 「こえる」を「超える」に改め、 疾 病又は傷害により支払う共済金は、 同条第二項中「定款等」を「共済規程等」 を削 וֹיַ 同項第 号 中 に改め、 定款等」

定款等」

を「

共済規程等」

に改め、

同条第十二項中「

から第四項

ま

で

を「及び第三項」

に改

め

同条第四項中「から第五項まで」を「及び第三項」に改める。

共済目的 十条の六第一項第一号の」 第百二十条の二第一項中「 の種類ごと)」 を削り、 を加え、 定款等」 _ 同条第十一 _ を「共済規程等」に改め、 (特定収穫共済にあつては、 頂 を「 同条第六項」 第百二十条の六第三項 収穫共済にあつては」 に改める。 の特定収穫共済の の下に「 第百二

第百二十条の三の二第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項」 に改め、 同条第一項の次に次の一項

を加える。

農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、 第百二十条の八第二項に規定する収穫共済につい 第

百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごとに、 農林水産省令で定めるところにより、

当該組合等に対し、 第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出を

することができる。

第百二十条の四及び第百二十条の五中「定款等」 を「共済規程等」 に改める。

第百二十条の六第一項を次のように改める。

収穫共済の共済金額は、 次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定

めるものとする。

収穫共済の共済目的の種類 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹 の品

栽培方法等に応じて区分を定めたときは、 その共済目的の種類については、その定めた区分。 以下「収

穫共済の共済目的 の種類等」という。)ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、 そ

の者が、 共済規程等で定めるところにより、 標準収穫金額(果実の単位当たり価額に、 その者が当該収

標準収算 規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の七十 定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 穫共済の共済目的 を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合)を超えない範囲 穫量 の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。 の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る 標準収穫金額の百分の七十(第百二十条の三の二第三項の 以下この号において同じ。) に共済規 内にお 程等で しし 7

、申し出た金額

共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号におい 共済規程等で定めるところにより、 収穫共済 の共済目的 の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、 標準収穫金額(果実の単位当たり価額に、 その者の当該収穫共済の その者が て同じ。

に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 標準収穫金額の百分の七十を超えな 61 範

囲内において、申し出た金額

 \equiv 共済規程等で定めるところにより、 収穫共済 の共済目的 の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、 基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下 その者が、

らず、 特定収穫共済限度額 (基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。 以下同じ。 を超えな

い範囲内において、申し出た金額

に 生産金額」 項及び第二項」を「第一項第一号及び第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第九項中「第三項」を おいて同じ。)」を加え、 第一項第三号」に、 第百二十条の六第七項中「第一項及び第二項」を「前項第一号及び第二号」に改め、 第二項並びに第三項」に、 の下に「(当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。 特定収穫共済の共済目的の種類」を「 同条第十項中「 「第一項中「定款等の定めるところにより」とあるのは「定款等の定める 第一項、 第二項、 第七項及び第八項」 収穫共済の共済目的の種類等」 を 」 第 第百二十条の 同条第八項中「第一 項 第 一 に改め、 号及び第 の

収穫金額 ところにより、 (」とあるのは 当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」」 「標準収穫金額 (当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、 を「第一項第一号及び第二号中「 _ に 標準 「 第

二項中「 定款等で定めるところにより」 とあるのは「定款等で定めるところにより、 当該収穫共済の共済目

「その者の当該収穫共済の共済目的

の種類等」

とあるのは

その

者

の当該

的

の種

類等の細区分ごとに」と、

細区分」と、 数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、 第七項及び第八項」

的 を 第 一 の 「第二項及び第三項」 種 項から第三項まで及び第十一項」を「第一項各号及び第六項」に改め、 類等」」 に \neg 定款等」 に改め、 を「 同条第十一 共済規程等」 項中「樹体共済の共済目的 に こえない」 を「超えない」 の種類等」 同条第二項から第六項までを を「「 に 込改め、 樹体共済の共済目 同条第十三 項 中

削る。

つては、 び組合等の区域ごと)」 第百二十条の三の二第二項」 の種類)」 第百二十条の七第一項中「第八十五条第十一項(第八十五条の七において準用する場合を含む。 特定収穫共済の共済目的の種類)」及び「(特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目 を削り、 同条第三項中「(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種 を削り、 に改め、 _ 定款等」 (特定収穫共済にあつては、 を「共済規程等」 に改め、 特定収穫共済の共済目的 同条第二項中「 (特定収穫共済 の 類ごと及び 種類ごと及 を「 に あ

ごと及び組合等の区域ごと) 」 組合等の区域ごと)」 を削り、 を削り、 同条第四項中「 同項第 (特定収穫共済にあつては、 一号中「 にお 11 て被害率」 を 特定収穫共済の共済目 に お 61 て「 被 害 率 的 に の 種 類

的

通常共済掛金標準率」」 に改め、 同項第二号中「収穫異常共済掛金標準率」 を「「収穫異常共済掛金標準率 以下収穫通常標準被害率」を「以下「

収穫通常標準被害率」

に

_

収穫通常共済掛金標準率」

を

収

穫

区域ごと)」 に改め、 を削り 同条第五項中「(特定収穫共済にあつては、 ij 定款等」 を「共済規程等」 に改め、 特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の 同条第六項及び第九項中「定款等」 を「 共済規

程等」に改める。

第百二十条の八第一項中「第百二十条の三の二第二項」を「第百二十条の三の二第三項」 に改め、 同条第

め、 二項中「第百二十条の六第二項の規定による申出に係る」 同条第三項中「特定収穫共済の共済目的 の種類」 を「収穫共済の共済目的 を「第百二十条の六第一 の種 類等」 項第二号に掲げる」 に改 め、 同条第四 に改

項中「第百二十条の六第八項」 を「第百二十条の六第五項」に改め、 を「第百二十条の六第三項」 同条第七項中「定款等」を「共済規程等」に改める。 に改め、 同条第五項中「 第百二十条の六第十項

第百二十条の九第一号中「(特定収穫共済にあつては、 特定の特定収穫共済の共済目的の種類に係る果樹

を削り、 同条第二号中「定款等」 を「共済規程等」に改める。

改め、 第百二十条の十二第一 同 |項第一号中「第百二十条の十四第一項 項中「次項に おい て対象農作物等」 の畑作物共済の共済目的 を「以下この条におい の種類等」 を「共済目的 て「対象農作物等」」 の 種類 (農 に

林水産大臣が特定の共済目的の種類 (農作物に限る。)につき品種、 栽培方法等に応じて区分を定めたとき

又は 蚕繭につき春蚕繭、 初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、 これらの共済目的 の種類につい ては

そ の定めた区分。 以 下 畑作物共済の共済目的 の種類等」 という。)」 に 定款等」 を 共済規

に改め、 同条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改め、 同条に次の一項を加える。

組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種 類に応じて

区分を定めたときは、 当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、 同項中 すべて の 種 類

の対 (象農) 作物等につい て同項」 とあるのは、 _ 次 項 、の規定により定められた区分ごとに、 当該区分に係 る

対象農作物等のすべてについて前項」とする。

第百二十条の十四第一項を次のように改める。

畑作物共済の共済金額は、 農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水

産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、 蚕繭に係るものにあつては第三号に

掲げる金額とする。

畑 .作物共済の共済目的 の 種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 単位当

たり共済金額に、 その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該

に 畑作物共済の共済目的 あつては、 百分の八十) の種類等に係る基準収穫量 に相当する数を乗じて得た金額 |の合計の百分の七十 (大豆その他政令で定める農作物

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 単位当

たり共済金額に、 その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十(

て ん菜その 他政令で定める農作物にあつては、 百分の九十) に相当する数を乗じて得た 金額

 \equiv 畑 作 物共済の共済目的 の 種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 単位当

たり共済金額に、 その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量 |の百分の八十に相当す

る数を乗じて得た金額

第百二十条の十四第六項中「第一項及び第二項」を「前項各号」に、 「定款等」を「共済規程等」 に改め

同条第 八項中「 第一項及び第六項」 を「第一項第三号及び第二項」に、 「第一項中「特定の共済目的 の 種

類 農 作物 に限る。 につき品種、 栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕 「繭 初 秋 蚕 繭

及び晩 秋 蚕繭の区分を定めたときは、 これらの共済目的 の種 類については、 その定めた区分。 以 下 畑作 物共

済の共済目的の種類等という」とあるのは「」 を「同号中「畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるの

じ は という。) ごと」と、 た区分という」と、 畑作物共済の共済目的 同項第三号及び第六項」 「当該畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは の種類等 (農林水産大臣が」 を「「 蚕繭に に 係る畑作 蚕繭に係る畑作物共済の共済目的 物共済の共済目的の蚕期に応じた区分 「当該蚕繭に係る畑作物共済 の)蚕期 に応 の

共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項」に改め、 同条第二項から第五項までを削

第百二十条の十五第一項中「本条」 を「この条」 に 定款等」 を「共済規程等」 に改め、 同条第二項中

前条第 頂 を 「第百二十条の十二第 一項第一号」 に改め、 同条第六項中「定款等」 を「共済規程等」 に

改める。

第百二十条の十六第一項及び第二項を次のように改める。

の種類等ごと及び組合員等ごとに、 次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種 畑作物共済の共済目的 類等たる農作 物 の 耕 作

引い て得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつた

る基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地

の収

穫

量

を差

められ

を行う耕地ごとの共済事故による共済目的

の減収量

(その耕地の第百二十条の十四第三項

の規定に

ょ

り定

得た数量 こと又は移植 実損 できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、 害額 を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。 その差 し引い 7

の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十

大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の二十)を超えた場合に、第百二十条の十四第 項 第

号の単位当たり共済金額に、 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額 を共

済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、 第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については 畑 作

共済事故による共済目的の減収量 (当該組合員等の

物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、

二畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収穫量の合計から第九

十八条 の二の準則に従い 認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的 の 種 類等に

係る 該組合員等の 農 作 物 の S 収穫量 収穫に係る当該農 (てん菜その他政令で定める農作物 作 物 の糖度に応じ当該収穫量に農 に 係る畑作物共済に 林水産大臣が定める方法により あつては、 そ の年 に お 定 け る当 の 調

整を加えて得た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、 次条第一号の発芽期又は移植期におい て共

得た数量をいうものとする。) が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収 につ 済事 量 一十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、 の合計の百分の二十(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十) l١ ·故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由 ては、 その差し引いて得た数量を、 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得 を超えた場合に、 の 調整し ある耕地 第 百 た金 穫 7

第百二十条の十六第三項中「第百二十条の十四第八項」 を「第百二十条の十四第四項」 に 第一 頂 を

前項」に改め、

同条第二項の次に次の一項を加える。

額

に相当す

る金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

お 条の十四第三項の規定に ゖ 共済事故に る当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的 共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、 よる共済目的の減収量 蚕繭に係る畑作物共済については、 より定められる基準収繭量 (当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的 の 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに 一から第九十八条の二の準則 種類等に係る収繭量を差し引 に従 いて得か の種類等に係る第百二十 11 認定され た数量 その差し引い を たその年に いうも の

て得た数量を、 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする

が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的 の 種類等に係る当該基準収繭量 の百分の二十を超え た場

合に、第百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、 その超えた部分の数量に相当する数を乗

じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百二十条の十七中「第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類」 を「農作物」

に改める。

第百二十条の十八中「当該収穫物又は蚕繭」 を「当該収穫物若しくは蚕繭」 に改める。

第百二十条の二十一及び第百二十条の二十二第一項中「定款等」を「共済規程等」 に改める。

第百二十条の二十三第一項中「施設区分」を「「施設区分」」に、 「定款等」を「共済規程等」 に改め、

同条第三項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十条の二十四第二項中「定款等」を「共済規程等」 に 改める。

第百二十三条第一項第 一号イ中「農作物通常責任共済金額」 を「「 農 作物通常責任共済金額」 に 「 農

作物異常責任保険金額」を「「農作物異常責任保険金額」」 に改め、 同号口中「農作物通常責任保険歩合」

を 農作物通常責任保険歩合」 に改め、 同項第二号の二イ中「収穫通常責任共済金額」 を「「 収穫通常

責任共済金額」 に _ 収穫異常責任共済金額」 を「「 収穫異常責任共済金額」」 に 込改め、 同号口中 収 穫

責任保険歩合」 を「「 収穫責任保険歩合」」 に改め、 同項第二号の三イ中「樹体通常責任共済金額」 を「「

中 樹 体通常責任共済金額」」 樹体責任保険歩合」 を「「 に 樹体責任保険歩合」」 樹体異常責任共済金額」を「「樹体異常責任共済金額」」 に改め、 同項第四号及び同条第二項中 に改め、 「 定 款」 を 同号口 「 保

険規程」に改める。

第百二十四条第三項中「左の」 を「次の」 に 「第百十二条第二項但書」 を「第百十二条第二項ただし書

「定款等」を「共済規程等」に改め、 同条第五項中「定款等」 を「共済規程等」に改める。

第百二十五条第三項中「(疾病又は傷害により支払うものに限る。 _ を削り、 第百十六条第一項但書

を「第百十六条第一項ただし書」 に _ 同項但書」 を「同項ただし書」 に改める。

第百二十七条中「定款」を「保険規程」に改める。

第百二十九条中「左の」 を「次の」 に 7 責 を「 責め」 に改め、 同条第一号及び第三号中「定款等」 を

共済規程等」に改め、 同条第四号中「因つて」を「よつて」に改め、 同条第五号中「払込」を「払込み」

に改め、 同条第八号中「因つて」を「よつて」に改める。

第百三十六条第三項中 「 左 の」 を「次の」 に 「第百十二条第二項但書」 を「第百十二条第二項ただし書

「定款等」を「共済規程等」に改め、 同条第七項第一号中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百三十七条の二及び第百四十条第一号中「定款」を「保険規程」に改める。

第百四十一条の六第二項及び第六項第一号中「定款」を「共済規程」 に改める。

第百四十一条の七第三項中「 (疾病又は傷害により支払うものに限る。

を削っ

る。 る。

第百四十二条中「定款等」 を「共済規程等」 に 「 定 款」 _ を「共済規程」 に改め、 _ 農業共済組合連

合会」とあるのは「特定組合」と」の下に「、 「保険規程」とあるのは「共済規程」と」 を加える。

第百四十二条の二中「又は定款等」を「、定款又は共済規程等若しくは保険規程」 に改める。

に

_

又は定款」

を「、

定款又は共済規程若しくは保険規

程に、 疑 を 疑 61 に改める。

第百四十二条の四中「基いて」を「基づいて」

第百四十二条の五第一項中「又は定款」を「、定款又は共済規程若しくは保険規程」 に改める。

第百四十三条第二項及び第三項中「定款等」を「共済規程等又は保険規程」に改める。

第百四十五条の三中「及び第十一項」、「 これらの規定を」及び「、第百六条第二項、 第百二十条の六第

二項及び第三項、 第百二十条の十四第二項」 を削り、 並びに」を「及び」 に改める。

第百四十七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

第百五十条の三の二を次のように改める。

第百五十条の三の二 農作物共済の共済目的 の種類のうち政令で定めるものについては、 当分の間、 共済規

程等で定めるところにより、 風水害、 干害、 冷 害、 雪害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。 に

よる災害、 火災、 病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共

済の共済事故とすることができる

第百五十条の三の三第一項中「前条第一項」 を「前条」 に 「第百六条第一項の規定にかかわらず、 共済

目的 の 種類」 を 農作物共済の共済目的の種類等」 に 定款等」 を「共済規程等」に、 基準生 産 金 額 の

百分の九十に相当する金額 金額に、 (以下特定農作物共済限度額という。)」 を「特定農作物共済限度額 (基準: 生 産

百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定

めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。 以下同じ。 に改め、

第二項中 共済目的 の種 類」 を 農作物共済の共済目的 の 種 類等」 に 改 いめる。

に 第百五十条の三の四中「及び第二項」 「第百五十条の三の二第一項」を「第百五十条の三の二」 を削り、 _ 共済目的の に改める。 種類」 をっ 農作物共済の共済目的の種類等」

第百五十条の三の五第一項を次のように改める。

項、 第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産 第百五十条の三の三第 第百六条第一項、 第百三十七条第一号及び第百四十一 項に規定する農作 物共済につい 条の七第 ての第八十四条第一項第一号、 一 項 第 号の 規定の適用につ 第 八十五条第四 ĺ١ て

定する農作物共済以外の」 の減少」 Ļ 第八十五条第四項中「成立する」 Ļ 第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条 とあるのは「成立する第百五十条の三の三第一 項 <u>の</u> に規

の三第 得 た金額 項 とあるのは に規定する金額」 「差し引い ڔ 第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一 て得た金額 (その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつ 項第一号中「差 し引 しし 7

ては、その農林水産大臣が定める金額)」とする。

第百五十条の五を削る。

第百五十条の四 甲、 以下農作物収穫皆無耕地」 を「以下「 農作物収穫皆無耕地」」 に改め、 第 一号に

掲げる金額」の下に「に同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じて農林 水産

省令で定める率を乗じて得た金額」を加え、 同条第一号中「、 第二項又は第三項」を「又は第三号」 に改め

、同条を第百五十条の五とする。

第百五十条の三の六第 項中「第百六条第 項の政令で指定する」 を「 農作物共済の」 に改め、 同条 を第

百五十条の四とする。

第百五十条の五の二及び第百五十条の五の八第一項中「定款等」を「共済規程等」 に改める。

第百五十条の五の九第二項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」に改める。

第百五十条の 五 の十第一項中「定款等」を「 共済規程等」 に改め、 得た額」 の下に「 (その) 領が、 組合

員等ごと及び共済掛金期間ごとに、 共済金額に応じ及び第百十五条第 二項 の地域別その他農林水 産省令で定

める区分により農林水産大臣の定める額を超える場合にあつては、 そ の農林・ 水産大臣 の定める額)」 を加え

条第三項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」 に改める。

第百五十条の五 産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めたときは、 第百五十条の 一の十三 五の十二中「第百五条第三項」 収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについ を「第百五条第五項」 第百二十条の六第一項各号に掲げ に改め、 同条の次に次の二条を加える。 ては、 当分の 間 農 る 林 金 水

額

の

にか、

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹

地ごとに、

農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、

共済規程等で定めるところにより、

標準

収

穫

金

園

額 る数を乗じて得た金額 (果実) の単位当たり価額に、 をいう。 以下この項において同じ。) に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た 当該樹園地の当該収穫共済の共済目的 の種類等に 係る標準収 穫 量 に 相当す

係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、 百分の六十を下らず百分の七十を超えな しし 範

標準収穫金額の百分の六十(第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係

額とすることができる。

囲内に

お

いて農林水産省令で定める割合)

を超えない範囲内において、

申し出た金額を収穫共済の共済金

金額を下らず、

に 前 頂 過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、 の果実 の単位当たり価額は、 収穫共済の共済目的 の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごと 農林水産大臣が定める金額とする。

に

第 項 の標準収穫量 ば 農林水産大臣の定める準則 に従 い組合等が定めるものとする。

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項

及び第二項の規定の適用については、 第 一 項中「 標準収穫金額 とあるのは「標準収穫金額 (当該収 穫

共済の共済目 的 の種類等の細区分ごとに、 ر ح 当該収穫共済の共済目的 の種 類等」 とあるの ば 当該

細区分」 数を乗じて得た金額」 とあっ るのは 「数を乗じて得た金額 の合計額」 ۲ 第 三項 中 収 穫 共

済 の共済目的 の 種類等」 とあるのは 収穫共済の共済目的 の 種 |類等の細区分」とする。

第百五十条の五 一の十四 組合等は、 前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済につ

L1 ては、 第百二十条の八第一 項の規定にかかわらず、 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済 の共

済目 的 の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、 共済事故による共済目的の減収量 ~ そ の 樹 袁 地 の 基

準収 養量 から第九十八条の二の準則に従い 認定されたその年 におけるその樹 園地 の 収 穫 量 を差し 引 l1 て得

た数量 をいう。 以下こ の項において同じ。 がその基準収 穫量 の百分の四十 (第百二十条の三の二第三項

の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、 百分の三十

を下らず百分の四十を超えない範囲内にお いて農林水産省令で定める割合) を超えた場合に、 共済金額 に

そ Ō 減 収 量 のその基準収 養量. に対する割合に応じて農林 水産省令で定める率を乗じて得た金額に 相当す

る金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前 項 の基準収穫量は、 組合等が前条第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める

方法によ より一定の調整を加えて得た数量とする

の規定の

の適用

につい

て は、

同

頃中

共済目的

の 減

"収量」

とあるのは

共済目的

の

減収金額」

Ļ

基

準収

第百日 二十条の六第五 項 の規定に より細区分が定められ た収穫共済の共済目的 の種類等につい 7 の第 項

穫量から」 とあるのは 「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額 (当該細区分に係

る の単位当たり価額に、 当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額 を

いう。 以下この項において同じ。) の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的 <u>の</u> 種 類等の 細区 分

ごとの収穫 金 額 (当該細区分に係 る果実の単位当たり価 額 に ۲ _ その樹園 地 の収 穫 量 لح あ る のは

数量」 樹 とあるのは「金額」と、 園 地 の当該細区分に係る果実 _ 基準収穫量の」 の収 穫 量に相当する数を乗じて得た とあるのは「基準収穫金額の合計額の」と、 C金額. を いう。 の合計額 減収 量

۲

စ とあるのは「減収金額の」 بح 「基準収穫量に」 とあるのは 「基準収穫金額の合計額に」 とする。

第百五十条の六第一 項から第三項 までを次のように改める。

畑作物共済の共済目的の種類(農作物に限る。)のうち政令で定めるものについては、 当分の間、 農林

水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めたときは、第百二十条の十四第一項第一号及び

第二号に掲げる金額 のほか、 次の金額を畑作物共済の共済金額とすることができる。

畑

作物共済の共済目的

単位当たり共済金額に、 当該耕地 の当該畑作物共済の共済目的 の種類等に係る基準収穫量 の 百

の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物

の耕作を行う耕地

分の六十 (政令で定める農作物にあつては、百分の七十) に相当する数を乗じて得た金額

畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 その者

が、 共済規程等で定めるところにより、 基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額

を下らず、 特定畑作物共済限度額 (基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。 以下同じ。 を

超えな い範囲内に おい て 申 し出 た金額

前 !項第一号の単位当たり共済金額は、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地

当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として

農 林 水産大臣が定める二以上の金額につき、 農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定

める金額とする

項第一号の基準収穫量は、 農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第百五十条の六第五項中「 第一項」 を「第一項第二号」に、 共済目的の 種 類」 を 畑 作 物 共済の共済目

的 の 種 類等」 に改め、 の生産金額」 の 下 に (当該農作物 に係る収入金額 で農林水産省令で定めるも の を

含む。 次条第二 |項にお いて同じ。 _ を加え、 同条第六項中「 第 一 項 を「第一項第二号」に改め、 同条第

四項を削る。

第百五十条の七中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に、 「共済目的の種類」 を「 畑作物共済の共済

目的 の 種類等」 に改め、 同条に第一項として次の一項を加える。

組合等は、 前条第 項 第 号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、 第百二十条の十六

第 一 項 の規定にかかわらず、 畑作物共済の共済目的 の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的 の 種 類等. たる

農作物 の耕作を行う耕地ごとに、 共済事故による共済目的の減収量 (その耕地の前条第三項の規定により

その差し引いて得た数量を、 発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地につい うものとする。 定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけ 引 11 て得 た数) が当該基準収穫量 量をいうものとし、 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得 第百二十条の十七第一号の発芽期又は |の百分の四十(前条第| 項 第 一 号の政令で定める農作 18種期. に るその耕地 お しし て 物 共済 に の収 あつては、 た数量 事 故 穫 て 量 に を差 は ょ ij

第百五十条の八を次のように改める。

て得

た金額に

相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

同号の単位当たり共済金額

Ę

その超えた部分の数量に相当する数を乗じ

百分の三十)を超えた場合に、

第百五十条の八 規定 に お の 61 適 て読み 一用に うい 替えて準用する第百二十条の十、 前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、 ては、 第八十四条第 一項第六号中「 第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号の に よる農作物 の減収」 とあ るのは 第百二十条の十八 に よる 農 作 物 の

減収を伴う生産金

額

の

減少」

۲

_

及び糖

度の低下」

とある

のは

又は

糖度

の低下を伴う生産

金

額

の

減

少

۲

はっ 収穫物」 ۲ 7 収穫物又は蚕繭の数量」 とあるのは 「収穫物 の数量又は価格」と、 第百三十七条第五

号及び第百四十一条の七第一 項第四号中「相当する金額」 とあるのは「相当する金額 (その金額が農林水

産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額)」とする。

第百五十条の九中「係る」の下に「第百二十条の十六第一項又は第二項に規定する」を加え、

うきび収穫皆無耕地」を「以下「さとうきび収穫皆無耕地」」 に 「第百二十条の十六の」を「同条第一項

若しくは第二項 のに、 「同条」 を「同条第一項又は第二項」 に改め、 同条第二号中「第百二十条の十六第

を「第百二十条の十六第一項又は第二項」に改める。

第百五十条の十一を削る。

附則

施行期日)

第 条 この法律は、 平成十六年四月一日から施行する。 ただし、 次条並びに附則第三条及び第八条の規定

は、公布の日から施行する。

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に農業共済組合の設立又は合併をしようとす

る場合におい ζ 施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、 改正 前 の農業災害補償: 法第二

十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第三十条、第四十三条及び第五十一条第一 項 の規

定にかかわらず、改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第二十二条、第二十三条、 第二十四

条第一 項、 第二十五条、第二十九条、 第三十条、 第四十三条及び第五十一条第一項の規定の例によりこれ

を行わなければならない。

(定款の変更等に関する経過措置)

第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会は、 施行日までに、新法第二十九条の規定の例により、この

法律 の施行に伴い必要となる定款の変更をし、行政庁 (農業共済組合については都道府県知事、 農業共済

組合連合会については農林水産大臣をいう。 以下同じ。)の認可を受けなければならな

2 農業共済組合及び農業共済組合連合会は、 施行日までに、 総会 の議決を経て、 新法第三十条の規定 の例

に により、 この法律の施行に伴い必要となる共済規程又は保険規程を定め、 行政庁の認可を受けなければな

らない。

- 3 第 項及び前項の認可 につい ては、 新法第二十五条の規定を準用する。
- 4 新 法第 八十五条の六第 項に規定する共済事業を行う市 町村は、 施行日までに、 新法第: 八十五条の三の

一の規定の例により、 この法律の施行に伴い必要となる共済事業の実施に関する条例の変更をし、 都道府

県知事の認可を受けなければならない。

5 前項 の認可については、 新法第二十五条の規定を準用する。 この場合において、 同条中 「 定 款、 共済規

程若しくは保険規程」 とあるのは、 _ 共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」 と読み替えるも

のとする。

6 第一 項の認可を受けた定款の変更、 第二項の認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四項の認可を

受けた共済事業の実施に関する条例の変更は、 施行日にその効力を生ずるものとする。

〔農作物共済に関する経過措置〕

第四条 農 作 物 共済に係 る新法第百五条、 第百六条、 第百九条及び第百五十条の三の二から第百五十条 の 五

までの 規定は、 施行日以後に共済責任期間 の開 始する農 作 -物共済 の共済関係 から適 用するものとし、 施行

日前に共済責任期間 の開始する農作物共済の共済関係については、 なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等(新法第百七条第 一項ただし書に規定する農業共済組合の

合併等をいう。 以下同じ。) についての同項ただし書の規定の適用につい ては、 同項ただし書中「 共済規

とあるのは、 「定款又は共済事業の実施に関する条例」とする。

(家畜共済に関する経過措置)

第五条 家畜共済に係る新法第八十四条第二項 (新法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第

百十 第百十一条の六、 第百十一条の九、 第百十四条の二、第百十五条第六項、 第百十六条第

第百二十五条第三項、 第百四十一条の七第三項及び第百五十条の五の十第一 項の規定は、 施行日以 後 に共

済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、 施行

日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、 なお従

前の例による。

果樹共済に関する経過措置)

第六条 収穫共済に係る新法第十三条の三第 道、 第八十五条第十一項 (新法第八十五条の七に お 11 て準用

する場合を含む。)、第百二十条の二第一項、第百二十条の三の二、第百二十条の六から第百二十条の九

まで、 第百五十条の五の十三及び第百五十条の五の十四の規定は、 平成十七年産 (なつみかん及び新法第

八十四条第一 項第四号の政令で指定する果樹のうち農林水産省令で定めるもの (以下「 なつみか ん等」 ع

いう。) にあっては、 平成十八年産) の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとし、平成十六

年(なつみかん等にあっては、平成十七年)以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、 な

お従前の例による。

2 施行日以 前 に行われた農業共済組合の合併等についての新法第百二十条の七第 項ただし書及び第六項

ただし書の 規定の適用につい ては、 これらの規定中「共済規程等」 とあるのは、 _ 定款又は共済事業の実

施に関する条例」とする。

畑作物共済に関する経過措置)

第七条 畑作物共済に係る新法第百二十条の十二、第百二十条の十四第一項、 第百二十条の十六及び第百五

の六から第百五十条の八までの規定は、 平成十六年産 (ばれいしょ及びさとうきび並びに新法第 八十

四条第 項第六号の政令で指定する農作物のうち農林水産省令で定めるもの (以下「ば れ 61 しょ 等」 とい

)にあっては、平成十七年産)の農作物及び平成十七年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係から適

用するものとし、 平成十五年 (ばれ ίĭ しょ等にあっては、 平成十六年) 以前の年産の農作物及び平成十六

年以前 の年 産 の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、 なお従前の例によ ح م

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

第九条

農業共済再保険特別会計法

(是爹女汾耳伯阿特万多言沙女一音己年)

(昭和十九年法律第十一号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「、 同法第十四条の二第一 項ノ規定ニ依ル補助金」 を削 る。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)の項中「及び第十一項」、 「これらの規定

を」 及び「、 第百六条第二項、 第百二十条の六第二項及び第三項、 第百二十条の十四第二項」 を削 IJ

第百四十三条の二第二項、 第百五十条の三の二第一項、 第百五十条の五第一項並びに第百五十条の六第

項」を「及び第百四十三条の二第二項」に改める。